

高等学校等奨学金・大学奨学金の債権処理について

1. 経過

○平成22年5月31日

「奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例」公布

○平成22年9月21日

「旧奨学金貸与条例の一部を改正する条例」公布

○平成22年11月1日

「奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例」

「旧奨学金貸与条例の一部を改正する条例」

「奨学金の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則」

「旧奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則」

「奨学金返還債務取扱要綱」

施行

○平成23年4月1日

高等学校等・大学奨学金の債権管理を統一的行うため奨学金債権管理グループを立ち上げ

2. 借受者数と債権金額

								(平成22年11月1日現在)				
	返還免除対象者				返還免除非対象者				合計			
	借受者		債権金額		借受者		債権金額		借受者		債権金額	
高等学校等	3,267	人	1,639,655	千円	950	人	735,915	千円	4,217	人	2,375,570	千円
大 学	538	人	944,321	千円	305	人	799,016	千円	843	人	1,743,337	千円
合 計	3,805	人	2,583,976	千円	1,255	人	1,534,931	千円	5,060	人	4,118,907	千円
↓												
								(平成24年2月末現在)				
	返還免除対象者				返還免除非対象者				合計			
	借受者		債権金額		借受者		債権金額		借受者		債権金額	
高等学校等	3,037	人	1,193,388	千円	935	人	666,472	千円	3,972	人	1,859,860	千円
大 学	529	人	697,340	千円	294	人	719,978	千円	823	人	1,417,318	千円
合 計	3,566	人	1,890,728	千円	1,229	人	1,386,450	千円	4,795	人	3,277,178	千円

差引(-) 239 人 693,248 千円 26 人 148,481 千円 265 人 841,729 千円 (20.4%減)

借受者 265 人は、免除(死亡を含む)又は返済により残債務が 0 となった者

3. 債権処理状況

返還免除対象者

- ・平成 22 年 11 月末から平成 23 年 1 月末までの間に、順次、保護者を基本として説明文書を送付
- ・平成 23 年 4 月から 6 月に、申請手続きの催促文書及び連絡のない者に再度連絡文書を送付(3 回)
- ・文書発送後に個別相談会を開催(のべ 4 5 回開催)
- ・平成 23 年 7 月に連絡文書送付後連絡がない者に説明文書の送付
- ・平成 23 年 12 月に申請手続きの催促文書を送付
- ・居所不明者に対する居所調査を随時実施

返還免除対象者(高校・大学 3 , 8 0 5 人← 条例施行時、内居所不明者 1 2 0 人差引き 3 , 6 8 5 人)

	〔人数〕	〔割合〕
説明文書到達	3 , 6 7 3 人	9 9 . 7 %
申請書受理	3 , 0 6 2 人	8 3 . 1 %
返還免除決定	2 , 9 2 9 人	7 9 . 5 %
任意に返還	1 3 人	0 . 4 %

返還免除非対象者

- ・平成 22 年 11 月末から平成 23 年 1 月末までの間に、保護者を基本として連絡文書を送付し、個別説明の日程調整等を行う。
- ・局内の職員による説明体制を組み、訪問等による説明を実施。
- ・平成 23 年 4 月から 6 月に、申請手続きの催促文書及び連絡のない者に再度連絡文書を送付(3 回)
- ・平成 23 年 7 月に、連絡文書送付後連絡がない者に説明文書の送付
- ・平成 23 年 9 月に、時効を中断するため、対象者(1 8 9 名) に催告書を送付
- ・平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月にかけて申請手続きの催促文書を送付
- ・平成 23 年 9 月に催告書を送付した者について、納期限である平成 23 年 12 月末までに申請等の債務承認がない者に対して 1 月から支払督促の申立て等の法的措置を実施(別表)
- ・居所不明者に対する居所調査を随時実施

返還免除非対象者(高校・大学 1 , 2 5 5 人← 条例施行時、内居所不明者 2 1 人、返還請求中 4 0 人

差引き 1 , 1 9 4 人)

	〔人数〕	〔割合〕
説明文書到達	1 , 1 6 9 人	9 7 . 9 %
申請書受理	5 6 4 人	4 7 . 2 %
返還免除決定	3 9 6 人	3 3 . 2 %

返 還	6 3 人	5 . 3 %
-----	-------	---------

法的措置実施状況

平成24年2月末現在

	高等学校等	大学	合計
催告書送付数(9月)	159	30	189
送付後、申請書提出による債務承認	110	24	134
12月末時点手続き未了者	49	6	55

支払督促申し立て	45	5	50
うち、全額返還による取り下げ	1	0	1
うち、仮執行宣言申し立て	16	0	16
うち、支払督促異議による訴訟移行	16	3	19
その他、再送達の上申など	12	2	14
訴訟提起	4	1	5

4 . 債権処理に係る今後の進め方

- ・返還免除対象者及び返還免除非対象者ともに、返還免除等の申請を行っていない者に対しては、引き続き文書、電話、面会により申請書を提出するよう働きかける。
- ・平成 24 年度以降も、返還免除等の申請のない者のうち、債権の時効期間を迎える者に対しては、催告、支払督促、訴訟など、債権保全（時効中断）及び回収のための取組みを進める。
- ・その他、毎年の市基準免除の審査、決定、分割返済を開始した者に対する返還金の収納、滞納防止の取組みなど、奨学金の債権管理業務については、条例、規則等に則り適正に実施していく。
- ・奨学金の債権処理の進捗状況については、大阪市監査委員及び大阪市債権回収対策会議に毎年報告し、大阪市公報、ホームページ等で結果を公表する。

未利用地等の管理および駐車場の管理運営

(駐車場として管理運営しているものを含む未利用地等について)

1 見直し方針 (平成 18 年 11 月)

大阪市人権協会に委託している未利用地等 (駐車場として管理運営しているものを含む) については、今後、策定する全市的な未利用地等の活用・処分方針に基づき、計画的に管理地の縮小を図っていくこととし、それまでは暫定措置として、引き続き人権協会への委託を継続する。

2 見直しの経過及び結果 (平成 22 年 3 月)

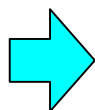
未利用地等 (駐車場として管理運営しているものを含む) については、「大阪市未利用地活用方針」に基づき計画的に縮小を図ってきたが、今後は平成 22 年 3 月に明確にした具体的活用方策に基づき、処分するものについては売却の手続きを進め、引き続き駐車場として活用するものについては人権協会への管理委託は平成 22 年度末までとし、平成 23 年度からの事業者は、平成 22 年度中に一般競争入札により選定することとした。

3 取組みの経過と現状等

- ・ 「見直し方針」及び「見直しの経過及び結果」に沿って、駐車場として管理運営しているものを含む未利用地については、平成 22 年度末をもって大阪市人権協会への管理委託を終了した。
- ・ 大阪市人権協会への管理委託を終了した未利用地 44 件の今後の活用方策については、36 件を売却し、残りの 8 件を事業化する予定である。
- ・ 売却予定の 36 件のうち 2 件については既に売却済みであり、1 件については入札段階となっている。また、2 件については公募により事業者を選定して駐車場として暫定利用しており、残りの未利用地については売却に向けた作業を進めている。なお、36 件のうち 23 件については平成 25 年度までに、残りの 13 件については平成 26 年度以降に売却する予定である。
- ・ 事業化予定の 8 件のうち 1 件は既に市営住宅付帯駐車場として事業化済みであり、残りの 7 件の用地についても事業化に向けた作業を順次進めている。
- ・ 今後も引き続き、活用方策等に沿って、売却または事業化に向けて取り組むとともに、「大阪市未利用地活用方針」の中で進捗状況を公表していく。

(参 考)

平成 22 年 3 月(第 8 回監理委員会報告)時点の 現況および大阪市未利用地活用方針					
面積および区分			現況	件数	
大阪市未利用地 活用方針対象	100 ㎡ 以上	処分検討地 (中期処分等)	駐車場	25	26
			空地	1	
		事業 予定地	駐車場	7	13
			空地	6	
		継続保有地	グラウンド	2	
上記対象外	100㎡未満の 未利用地		駐車場	1	2
			空地	1	
	生江青少年会館付設プール下駐車場			1	
合計				44	



活 用 方 策							
区 分		件 数					
		H21年度末 第 8 回 監理委員会 報告時点		H22年度末 第 9 回 監理委員会 報告時点		H23年度末 第 10 回 監理会議 報告時点	
駐車場 暫定利用		5		2		2	
売却		20	21	24	25	28	32
		1		1		4	(2)
事業化 または 売却		13	15	13	15	8	8
		2		2		0	(3)
売却		2		2		2	
駐車場 暫定利用		1		/ (1)		/ (1)	
合計		44		44		44	

〔 区分の説明 〕

「売却」... 売却に向けて商品化作業を進めるもの

「事業化」... 本市事業により事業化を進めるもの

「駐車場暫定利用」... 土地について、公図整理等が必要で、商品化に時間を要するものであることから、商品化の目途が立つまでは駐車場として暫定利用を行うもの

(1) 平成 22 年度に「大阪市未利用地活用方針」に位置付けをし、第 9 回から売却区分

(2) (1)に加え、平成 23 年度の「大阪市未利用地活用方針」の変更により、「事業化または売却」から「売却」に区分を変更(7 件)

(3) 8 件の区分項目は「事業化」

共同浴場等に係る市有財産の有償化について

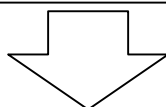
（有償化の処理方策）

法人化された運営主体に対して、共同浴場の運営に用途を指定して、土地等を随意契約により売却（有償譲渡）または賃貸（有償貸付）する。

平成 22 年 3 月現在（第 8 回見直し監理委員会）

共同浴場等に係る市有財産の有償化（14 か所）

- 有償化予定 12 か所
 - ・ 有償譲渡（売買契約） 3 か所
 - ・ 有償貸付（賃貸契約） 9 か所
- 利用廃止予定（活用方策の検討）2 か所



平成 24 年 3 月現在

共同浴場等に係る市有財産の有償化（14 か所）

- 有償化 8 か所
 - ・ 有償譲渡（売買契約） 1 か所
 - ・ 有償貸付（賃貸契約） 7 か所
- 利用廃止 6 か所
 - ・ 利用廃止 4 か所
 - ・ 利用廃止予定 2 か所

当初「有償譲渡予定 3 か所」のうち、1 か所は有償譲渡、1 か所は利用廃止、1 か所は利用廃止予定

当初「有償貸付予定 9 か所」のうち、7 か所は有償貸付、2 か所は利用廃止

当初「利用廃止予定 2 か所」のうち、1 か所は利用廃止、1 か所は利用廃止予定

（今後について）

- ・ 利用廃止予定の共同浴場（2 か所）は、平成 23 年度中に廃止を予定。
- ・ 利用廃止または廃止予定の共同浴場等（6 か所）は、本市の「未利用地活用方針」に基づき処分を予定。

(財)大阪府地域支援人権金融公社に対する貸付金について

1. 経過

(財)大阪府地域支援人権金融公社への貸付金は、前身である(財)大阪府同和金融公社（昭和 44 年 10 月、府市出捐により設立）に対して、事業目的である同和地区産業を営業者の生活水準の向上に寄与するための事業資金融資の原資として貸付を行ってきた。

(財)大阪府同和金融公社は、平成 15 年 4 月、従来の同和地区中小企業等への融資を改め、福祉やまちづくりなど地域の活動を支援する事業等に融資を行うことにより人権尊重の社会の実現に寄与することを目的として、(財)大阪府地域支援人権金融公社へ改組した。

貸付金については、平成 3 年度から計画的に返済を受けている。

2. 見直し方針(平成 18 年 11 月)

貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。

3. 見直しの経過及び結果(平成 22 年 3 月)

- ・平成 23 年度までは計画に基づいて返済中。
- ・全額返済を求める。
- ・その上で、平成 24 年度以降の返済計画を平成 23 年度中に策定する。

4. 貸付金の償還状況及び貸付残高の推移

貸付金の総額（昭和 44 年度～昭和 60 年度に貸付） 2,991,619 千円

償還状況

年 度	償還額	貸付残高
平成 3 年度～平成 20 年度	1,525,130 千円	1,466,489 千円
平成 21 年度末	2,797 千円	1,463,691 千円
平成 22 年度末	2,797 千円	1,460,894 千円
平成 23 年度末（見込）	2,797 千円	1,458,096 千円

5. 今後について

平成 22 年度（平成 23 年 3 月 17 日）に、(財)大阪府地域支援人権金融公社と平成 24 年度以降の貸付金の返済について、完済までの具体的な返済計画を明記した準消費貸借契約書を締結した。

この準消費貸借契約書に基づき、今後も引き続き貸付金の完済に向けて、計画的に返済を受ける。

部落解放消費生活協同組合に対する貸付金について

1. 経過

同和地区住民の消費生活の向上と安定を図り文化的経済的条件の改善、強化に資する目的で結成された部落解放消費生活協同組合（以下、「生協」）に対して、設立所期の目的を達成するとともに、自らの力で努力し、自主運営できるよう、昭和 48 年に設立・事業開始に伴う事業資金の貸し付けを行った。

貸付金について、当初は昭和 51 年度に一括償還を受ける予定であったが、経営難や景気低迷の長期化等、「生協」を取り巻く経営環境変化などの理由により、「生協」からの申出に基づく償還期限の延長とあわせて早期返済の指導を継続的に行ってきた。

返済に向けた指導を継続した結果、平成 18 年 3 月 24 日に返済計画を明記した確認書を「生協」と締結し、計画的に返済を受けることとなった。

2. 見直し方針(平成 18 年 11 月)

貸付金については、現在、返済計画に基づいて返済中であり、今後も着実に返済を求める。

3. 見直しの経過及び結果(平成 22 年 3 月)

- ・平成 17 年度から計画的に返済中
- ・平成 27 年度完済予定

4. 貸付金の償還状況及び貸付残高の推移

貸付金の総額（昭和 48 年度貸付）

13,000 千円

償還状況

年度	償還額	貸付残高
平成 17 年度～平成 20 年度	4,050 千円	8,950 千円
平成 21 年度末	1,300 千円	7,650 千円
平成 22 年度末	1,300 千円	6,350 千円
平成 23 年度末（見込）	1,300 千円	5,050 千円

5. 今後について

「生協」と締結している確認書に基づき、平成 27 年度末の完済に向けて、今後も引き続き計画的に返済を求める。

同和更生生業資金貸付金について

1 事業の概要と経過

同和更生生業資金貸付金は、地域住民に資金を貸付けることで事業の安定と生活の向上を図ることを目的として、昭和 36 年に大阪府で創設され、昭和 39 年からは各市町に資金の無利子貸付を行い、大阪府 2：各市町 1 による原資によって、各市町において基金を設立し、事業実施してきた。

本市では、平成 5 年度末に事業を廃止し、平成 13 年度には平成 12 年度末までに本市へ償還された運用済み額の 3 分の 2 にあたる額を大阪府に返還済みである。

2 見直し方針(平成 18 年 11 月)

回収について引き続き取り組むとともに、回収不能分については計画的に債権処理の措置を講じる方向で検討中。今年度中に今後の方針を立てる。

3 見直しの経過及び結果(平成 22 年 3 月)

- ・全債権者の現住地調査を実施した。
- ・現住所の確認できた債権者に対して債権回収を進めており、債務者の現住所調査（不明者の再調査は平成 21 年度中に終了）に基づき、引き続き債権処理（回収・不能欠損処分）を行っていく。

4 これまでの取り組み状況

○ 貸付金の残高（平成 20 年度末現在） 52,785 千円

年 度	貸付残高
平成 21 年度末	52,177 千円
平成 22 年度末	51,373 千円
平成 23 年度 2 月末	50,722 千円

○ 取り組み状況

- ・居所不明等による回収不能な債権については、計画的な債権処理を講じるとした方針に基づき、現住地調査の実施を徹底した。
- ・居所判明者については納付催告を行い、債権回収に取り組んできた。
- ・死亡者に係る相続人調査及び債権管理簿の整備等により、適正な債権管理に努めてきた。

5 今後について

事業廃止から長期間経過しているため、居所不明者及び死亡者が増加しているが、これらの回収困難な債権については、大阪府と連携しながら適正に債権処理するとともに、居所判明者については、引き続き厳正な債権回収に努める。

地対財特法期限後の事業等の見直しの結果(22年3月)

市民局とりまとめ(内訳は別紙参照)

1 見直しの結果

【委託事業・補助金・分担金・貸付金】

	見直し対象 (18年度)		見直し結果	事業数 (22年3月)	(24年3月)
委託事業	49事業		廃止	42	43
			整理統合	3	3
			公募・入札	4	3
補助金・分担金	30事業		廃止	26	28
			「補助金等のあり方に関するガイドライン(平成19年3月)」の適用	2	1
			同上ガイドラインの趣旨を踏まえ減額	2	1
貸付金(回収事務)	6事業		貸付先が破産(手続完了)	1	1
			返済計画等に基づき返済中	3	5
			処理方策確定(奨学金)	2	0

【政策的な課題の解消】

	見直し対象 (18年度)		見直し結果	項目数 (22年3月)	(24年3月)
政策的な課題の解消	9項目		廃止等	6	8
			公募	2	1
			処理方策確定(一部整理統合)	1	0

【未利用地・建物等の使用の適正化】

	見直し対象 (18年度)		見直し結果	件数 (22年3月)	(24年3月)
有償化や契約方法の整理を図るなど 引き続き活用を図っていくもの	138件		明渡し、土地・建物の利用廃止	50	60
			有償化または契約手続等適正化	67	75
明渡しや原状回復を求めるもの			処理方策確定(共同浴場等)	14	2
			訴訟中(訴訟提起予定1件含む)	7	1

【特別な優遇措置等の是正】

特別な優遇措置等の是正	19項目		廃止	19項目
-------------	------	--	----	------

2 今後の進め方

- ・今後も債権回収など継続した取組みが必要なものについては、適切な管理に努め、その進捗状況を公表する。
- ・当分の間、「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会によるチェック」を継続する。(22年3月)
- ・「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」

(参 考)「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理委員会」
(現「大阪市地対財特法期限後の事業等の見直し監理会議」)
における進捗監理

第1回委員会 19年 2月 5日	第6回委員会 21年 3月26日
第2回委員会 19年10月 4日	第7回委員会 22年 2月 4日
第3回委員会 20年 2月15日	第8回委員会 22年 3月26日
第4回委員会 20年 8月12日	第9回委員会 23年 3月18日
第5回委員会 20年11月18日	第10回会議

3 見直し事業等の予算の推移

7,950百万円 → 4,003百万円 → 3,350百万円 → 21年度 2,879百万円 → 22年度 0円

地対財特法期限後の事業等の見直し項目一覧

	事業名称等	所管局	見直しの結果
〔１〕委託事業（４９事業）			
５～ １３	１ 人権文化センター管理運営業務	市民	21年度末で廃止
	２ 代行型老人福祉センター管理運営	健福	21年度末で廃止
	３ 青少年会館管理運営業務	教育	21年度末で廃止
	４ 住吉老人福祉センター管理運営	健福	18年8月末で条例廃止
	工場アパート(9施設)	経済	18年度末で業務委託を廃止し直営化 19年4月から賃料を見直し(22年4月に到達賃料に至る改定契約締結済み) 老朽施設については廃止・統合し集約化を進める
	14 矢田資源再生共同作業場管理・運営業務委託	経済	20年度末で施設を廃止 （20年度から業務委託を入札）
	15 浅香資源再生共同作業場管理・運営業務委託	経済	21年度末で施設を廃止 (20年度から業務委託を入札)
	16 矢田資源再生共同作業場管理・運営業務委託	環境	19年度末で資源再生業公害防止対策を終了
	17 浅香資源再生共同作業場管理・運営業務委託		
	18 人権フォトコンテスト等の市民参加型啓発事業委託	市民	18年度末で廃止 （19年度から一部の事業は入札・プロポーザル方式により実施）
	19 地域啓発推進事業	市民	18年度末で廃止 （19年度から一部の事業については人権文化センター事業に統合）
	20 人権文化センター情報通信技術（IT）講習	市民	18年度末で廃止
	21 人権尊重のまちづくり地域住民参加型事業	市民	18年度末で廃止
	22 公立保育所環境整備業務委託	健福	18年9月末で廃止
	23 公立保育所給食内容充実事業委託	健福	18年度末で廃止
	24 老人健康相談事業	健福	18年度末で廃止
	25 老人クラブ活動援助事業	健福	18年度末で廃止
	26 軽費老人ホームB型入所者日常生活支援事業	健福	18年度末で廃止
	27 高齢者総合相談事業	健福	18年度末で廃止
	28 高齢者パソコン講習事業	健福	18年度末で廃止
	29 子育て支援講座等交流事業	健福	18年度末で廃止
	30 子どもとおとなのための地域共育事業	教育	18年度末で廃止 （19年度から一部は他の事業と統合して全市展開）
	31 若年者再学習・職業観育成地域事業	教育	18年度末で廃止 （19年度から他の事業と統合して全市展開）
	32 男女共同参画社会づくりに向けた地域教育事業	教育	18年度末で廃止
	33 進路選択支援事業	教育	18年度末で委託事業としては廃止 （19年度から全市展開事業として直営実施）
	34 人権教育・啓発プログラム開発事業	市民	18年度末で廃止
	35 人権教育啓発事業	市民	18年度末で廃止
	36 理学療法士・作業療法士派遣事業委託	健福	21年度末で廃止
	37 密集市街地まちづくり相談事務所管理運営業務委託	関係局	18年9月末で廃止
	38 姉妹都市交流促進事業に関する業務委託	旧市長室	18年度から廃止
	39 浪速老人福祉センター電気・機械及び給湯設備の運転保守管理	健福	21年度末に施設供用廃止 （19年度から競争入札）
	40 浪速老人福祉センター冷暖房シーズンイン・シーズンオフ点検調整設備	健福	
	41 矢田老人福祉センター電気設備・空調関係機器保守点検整備業務委託	健福	
	42 我孫子用地の保安管理業務	交通	18年6月末で業務委託を廃止
	43 地域生活支援事業	健福	19年度から社会福祉協議会事業に整理統合
	44 市営住宅の管理及び付帯事務等に関する業務委託契約	都整	19年度から公社に整理統合
	45 市営住宅付帯駐車場管理業務委託契約	都整	21年度に公社に整理統合
	46 障害者会館管理運営委託	健福	20年度から公募による指定管理者により運営 23年度末で条例廃止し、民間へ移管予定
	47 十三市民病院外周管理業務	健福	19年度から競争入札
	48 十三市民病院免震階清掃業務	健福	
	49 加島駐車場の清掃業務委託契約	財政	19年度から競争入札

	事業名称等	所管局	見直しの結果
〔４〕政策的な課題の解消（９項目）			
	１ 学校における職員配置の適正化	教育	21年度末で適正化完了
	２ 青少年会館管理運営業務	教育	21年度末で廃止
	３ 保育所における職員配置	こども	18年度末で廃止
	４ 地域老人福祉センター管理運営	健福	21年度末で廃止
	５ 人権文化センター	市民	21年度末で廃止
	６ 大阪市人権協会等の職員の雇用問題	関係局	21年度末で暫定雇用終了
	７ 未利用地等の管理および駐車場の管理運営	市民ほか	処理方策確定（一部整理統合） →22年度末で管理委託終了
	８ 障害者会館管理運営委託	健福	20年度から公募による指定管理者により運営 23年度末で条例廃止し、民間へ移管予定
	９ ふれあい人権住宅の募集対象区域の拡大	都整	19年度から募集対象を市域全体へ拡大して募集を実施

（注）事業等については、廃止等、見直し完了後に機構改革が行われている場合、所管局は機構改革前の局名を記載している（政策的な課題の解消を除く）。

	事業名称等	所管局	見直しの結果
〔２〕補助金・分担金（３０事業）			
	１ 生きがい活動事業補助金	健福	18年度末で廃止
	２ 老人福祉センター運営助成	健福	18年度末で廃止
	３ 飛鳥老人福祉センター建設借入金償還補助	健福	21年度末で廃止
	４ 高齢者のための総合相談事業補助金	健福	18年度末で廃止
	５ 大阪地域医療ケア研究大会補助金	健福	18年度から廃止
	６ 大阪市人権教育研究協議会補助金	教育	18年度末で廃止
	７ 大阪市長高等学校人権教育研究会補助金	教育	18年度末で廃止
	８ 人権情報収集・提供事業補助金	市民	20年度末で廃止
	９ 部落史編纂事業補助金	市民	20年度末で廃止
	10 大阪保育子育て人権情報研究センター補助金	こども	19年度末で廃止
	11 財団法人大阪生涯職業教育振興協会運営補助金	健福	20年度末で廃止 （19年度から市民局に整理統合）
	12 大阪地域職業訓練センター福祉民生施策事業補助金	健福	20年度末で廃止
	13 大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助	健福	20年度末で廃止
	14 大阪府人権福祉施設連絡協議会運営補助	健福	（19年度から市民局に整理統合）
	15 重度知的障害者自立就労訓練等事業	健福	18年度末で廃止
	16 アルフィック大阪事業補助金	経済	20年度から廃止
	17 地域産業振興調査・研究事業補助金	経済	19年度末で廃止
	18 人材育成事業推進員設置等補助金	経済	20年度から廃止
	19 A ーワーク創造館事業補助金	経済	20年度末で廃止（19年度から市民局に整理統合）
	20 財団法人大阪生涯職業教育振興協会運営補助金	教育	20年度末で廃止（19年度から市民局に整理統合）
	21 おおさか識字日本語センター事業補助	教育	20年度末で廃止
	22 大阪地域職業訓練センタ - 教育推進事業補助	教育	20年度末で廃止
	23 大阪府青少年会館等教育施設連絡協議会補助	教育	18年度末で廃止
	24 化製場集約化対策事業補助金	環境	20年度末で廃止
	25 大阪府人権福祉施設連絡協議会分担金	市民	20年度末で廃止
	26 国際人権大学院大学（夜間）の実現をめざす大阪府民会議分担金	市民	20年度から廃止
	27 就労的生きがいづくり活動支援事業	健福	20年度に「補助金等のあり方に関するガイドライン」の適用 → 22年度末で廃止
	28 就職困難者等の就職に向けた支援が必要な人に対する就業支援事業	市民	20年度に「補助金等のあり方に関するガイドライン」の適用
	29 大阪人権博物館運営費補助金	市民	「補助金等のあり方に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ削減
	30 （財）大阪府人権協会分担金	市民	「補助金等のあり方に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ削減 → 23年度末で廃止

〔３〕貸付金（回収事務6事業）			
	１ 芦原病院貸付金	健福	貸付先が破産（手続完了）
	２ 大阪府地域支援人権金融公社貸付金	経済	返済計画に基づき返済
	３ 部落解放消費生活協同組合貸付金	経済	27年度完済予定
	４ 同和更生生業資金	健福	債権処理（回収・不能欠損処分等）を進める
	５ 大学奨学金	健福	処理方策を確定 → 新条例等に基づき債権処理中
	６ 高等学校等奨学金	教育	処理方策を確定 → 新条例等に基づき債権処理中

	事業名称等	所管局	見直しの結果
〔５〕特別な優遇措置等の是正（１９項目）			
	１ 生活保護出張相談・保護費支払	健福	18年度末で廃止
	２ 各地域における各種大学奨学金制度の説明会等への本市職員の派遣	健福	18年度から廃止
	３ 保育所における一泊保育事業	健福	18年度末で廃止
	４ 保育所の正規職員以外のアルバイト（保育士以外）配置	健福	18年度末で廃止
	５ 保育所の給食材料費の上積み	健福	18年9月末で廃止
	６ 大国老人憩いの家光熱水費	健福	18年度末で廃止
	７ 一部地域での基本検診・結核検診・がん健診	健福	18年度末で廃止
	８ 一部地域での巡回乳幼児健康診査・ポリオ予防接種	健福	18年度末で廃止
	９ 一部地域での健康教育・相談	健福	18年度末で廃止
	10 地区診療所への応援医師派遣	健福	18年度末で廃止
	11 仮設便所の設置（浪速区内１か所）	ゆとり	18年度末で廃止
	12 浅香・矢田共同作業場のごみ収集	環事	18年度末で廃止
	13 改良住宅の付帯施設として建設された店舗・作業所の使用料	都整	19年7月に使用料改定を実施
	14 一部の自転車駐車場の管理員に係る優先雇用枠の設定	建設	18年度に廃止
	15 もと浪速第１温泉施設の活用	健福	22年度に売却予定 → 23年度以降に売却予定
	16 大国町・芦原橋自転車駐車場警備委託	建設	19年度から公募による指定管理者により実施
	17 大国町自転車駐車場汚水・湧水槽清掃委託	建設	
	18 大規模改修後の共同浴場に関する固定資産税の課税保留	財政	18年度に課税済
	19 法人所有地の固定資産税に関する徴収猶予	財政	18年度に納付済